

土木工事施工管理基準

令和8年10月

鹿児島県土木部

1 総則

総則

1 総則

土木工事施工管理基準は、鹿児島県土木部制定土木工事共通仕様書に規定する土木工事の施工管理の基準を定めたものである。

(1) 目的

この基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

(2) 適用

この基準は、鹿児島県土木部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

なお、港湾漁港工事については港湾漁港編により管理するものとし、これにない項目は、一般土木編を準用する。

(3) 構成

土木工事施工管理基準は下記の構成による。

- 1 総則
- 2 工程管理
- 一般土木編
 - 3 品質管理
 - 4 出来形管理
 - 5 写真管理
- 港湾漁港編
 - 3 品質管理
 - 4 出来形管理
 - 5 写真管理

(4) 管理の実施

- (ア) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (イ) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (ウ) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (エ) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の要請に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。
- (オ) 受注者は、測定（試験）値が偏向する場合、バラツキが大きい場合又は規格値の範囲を外れる場合は、その原因を追求し監督職員と協議の上、手直し、補強、やり直し等の処理を行わなければならない。
- (カ) 受注者は、管理内容等に疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議し、この指示に従わなければならない。

(5) 管理項目及び方法

(ア) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できる。

(イ) 品質管理

受注者は、品質を品質管理に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書又は監督職員の指示がある場合に実施するものとする。

(ウ) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(エ) 写真管理

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(6) 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

(7) その他

(ア) 成果品の提出

成果品の提出は、鹿児島県電子納品ガイドラインによるものとする。

二重化運用基準により二重化した成果品（紙媒体）や電子化が困難な紙媒体の資料は、簡易加除式ファイルでの納品を標準とし、1部提出するものとする。

(イ) 3次元データによる出来形管理

I C T施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。

(ウ) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

2 工程管理

工程管理

(1) 工程管理基準

この工程管理基準は、土木工事施工管理基準(5)の(ア)に規定する工程管理の基準を定めたものである。

工程管理は、組合せ工種が多い工事についてはネットワーク(PERT-CPM)により、単純な工事については横棒式工程表(バーチャート)あるいは斜線式工程表により作成し管理を行う。

工事内容に応じて適切な工程表の様式を選択し管理する。

(2) 工事進捗の把握

受注者は、毎月の工程の進捗状況を工程表により把握し、監督職員の要求に対し、速やかに提示しなければならない。

なお、該当月の進捗状況を月末までに監督職員に提出する。

(3) 実施工程表の作成に当たり考慮すべき条件

- (ア) 工事及び作業の制約
- (イ) 環境(地形、地質、気象、水理)を考慮した施工計画
- (ウ) 施工順序
- (エ) 労務、機械の使用計画
- (オ) 作業能力及び標準稼働時間の決定
- (カ) 工事期間の作業可能日数の算定

(参考資料)

- 1 ネットワークによる工程表
- 2 バーチャートによる工程表

